

「石綿使用建築物等解体等業務特別教育」実施案内

一般社団法人 広島建築共同職業訓練協会

労働安全衛生法では事業者は危険又は有害な業務に労働者を従事させる場合は特別教育を行うよう規定され、石綿を含む建築物の解体・改修工事を行う業務は、労働安全衛生規則により「危険又は有害な業務」に指定されています。この機会にぜひ受講されますようご案内致します。なお、修了者には講習終了後に修了証（写真入り）を発行します。

＝ 開催要項 ＝

- 【日 時】 2025年7月27日（日） 8時30分より受付開始
講習時間 9時00分～14時00分（休憩時間30分含む、昼食休憩なし）
※時間厳守・遅刻者には修了証を交付できません
- 【会 場】 広島建労会館 2階会議室（広島市西区横川新町8-12）
- 【受講資格】 満18歳以上
- 【受講料】 組合員4,400円(税込) 組合員以外6,600円(税込)※テキスト代等含む。
- 【定 員】 30名（定員になり次第締切り、開催最低人数に満たない場合は中止します）
- 【申込方法】 講習実施日の20日前（2025年7月7日）までに「受講申込書」に必要事項を記入の上、顔写真2枚（縦3.0cm×横2.5cm、裏面に氏名記入）を貼付けて、受講料+諸経費を添えて、下記申込先または地連窓口へお申込みください。組合員以外の方は、氏名・現住所等が確認できる資料（免許証・保険証等のコピー）が必要です。必ず確認書類を添付してください。

受講申込書は、各地連事務所の窓口または広島建労HP（「新着情報」→「石綿使用建築物等解体等業務特別教育講習」を開催します。→申込書はこちら）からダウンロード可能です。

【申込先】 （一社）広島建築共同職業訓練協会 〒733-0013 広島市西区横川新町 8-12

【振込先】 広島銀行 横川支店 普通 1097491
シヤ) ヒロシマケンチクキョウドウショクギョウケンレンキョウカイ
一般社団法人 広島建築共同職業訓練協会
※（一社）広島建築共同職業訓練協会は、インボイス発行事業者です。
（登録番号：T1240005012494）

【駐車場】 駐車台数に限りがありますので、できるだけ乗り合いでお越しいただくか、公共交通機関をご利用ください。満車の場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。なお、駐車後は講習修了まで車両の移動はできませんので、ご注意ください。

【キャンセルおよび払い戻し方法】

当協会のキャンセルポリシーに則って払い戻します。

※詳細は、当協会HPをご参照ください。

【問い合わせ先】

広島労働局長登録教習機関 【登録番号：広基登録第41号】

一般社団法人 広島建築共同職業訓練協会（広島市西区横川新町8-12）

TEL：082-292-7798 FAX：082-294-0248